



うえの事務所通信 VOL.60 R8.8.18



朝晩は少し涼しい風が吹くようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は比較的涼しく、過ごしやすいなあと感じています。とはいえ、まだ暑い日が続きそうです。夏の疲れに注意して、どうぞ皆様ご自愛くださいませ。

事務員 R・H

中小企業にも押し寄せる「役員個人の賠償リスク」とその備え



弁護士 上野俊夫

今回の事務所通信では、会社役員賠償責任保険（D&O 保険）の加入について解説していきます。

令和 8 年 7 月 19 日付の読売新聞に「役員 賠償リスクに備え」という見出しで、経営環境の変化に伴い、会社役員賠償責任保険の加入件数がこの 10 年で約 3 倍に増えているという記事が掲載されました。

役員賠償責任保険（D&O 保険）とは、会社の取締役などが職務上の行為により損害賠償請求をされた際、法律上の損害賠償金や弁護士費用などの争訟費用を補償する保険です。これまでは「株主代表訴訟に備える大企業向けのもの」というイメージが強く、保険料も個人が一部負担する運用が主流でした。しかし現在では、会社が全額負担して経費（損金）計上できるようになり、中小企業も含めて加入件数が一気に増えています。

中小企業において、この保険が特に意味を持つのは「労働事件（労災事故や労務トラブルなど）」への備えです。

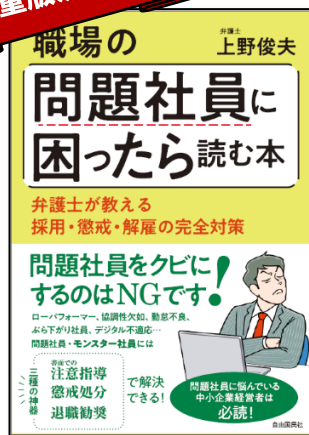
近年、労働者側から会社だけでなく、役員個人に対しても「安全配慮義務違反」などを理由に、数千万円規模の連帯賠償責任を求める訴訟が増加しています。会社が賠償責任を果たせばよいのですが、会社自体に賠償能力がない場合や清算に追い込まれた場合、役員個人が自己資産から賠償を余儀なくされるリスクがあります。そのような局面で、この保険が役員個人を守る防具となります。

ただし、加入にあたって理解しておくべき注意点もあります。D&O 保険はあらゆる損害をカバーする万能の保険ではありません。たとえば、意図的な残業代の不払いなど「故意や重大な法令違反」による損害賠償金は、免責（保険金が出ない）となるのが一般的です。主な補償対象は、過失による安全配慮義務違反などの賠償責任や、万が一訴えられた際に発生する高額な「弁護士費用（争訟費用）」となります。

中小企業の場合、保険料は年間数十万円ほどで加入できるケースが多いようです。決して小さくないコストですが、近時の労働事件における役員個人への責任追及に対する備え、そして万が一の際の争訟費用への保険として、加入を検討してみるのもひとつの選択肢といえます。

出版書籍のご案内

重版決定!!



職場の問題社員に困ったら読む本
弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫
出版社 : 株式会社自由国民社
発売 : 令和 7 年 12 月 15 日
価格 : 1,900 円(税抜)



Amazon 購入ページ
はこちら

・・・ひとりごと・・・

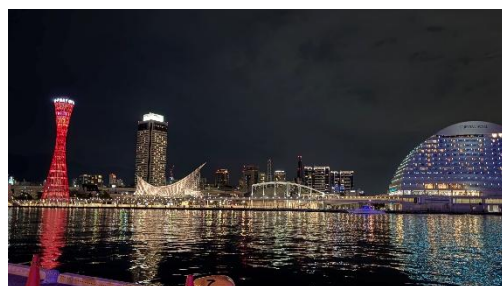
先日、1泊2日の神戸旅行に行ってきました。
旅行は好きなのですが、あまり遠くまで行くことは少なく、
横浜より遠くに行くのは2年ぶりくらいです。

1日目は南京町や六甲ガーデンテラスに行きました。
海風も山の景色も両方の良いところを楽しめて、このいいとこどりができるのも神戸の魅力の一つ
なんだろうなと実感しました。

また、夜にはホテルから近かったこともあり、少しお散歩をして夜景を堪能することもできました。

2日目は、北野異人館街や北野天満神社方面を散策しました。

アクセス的にはどのスポットもそう離れていないのですが、場所ごとにガラリと風景も空気感も変わる、とても素敵な街でした。



事務員 R・H

出版記念セミナー

書籍出版を記念し、経営者様向けのオンラインセミナーを開催します。
問題社員を雇わないためのポイントを知りたい方はぜひご参加ください！

「monster社員を雇わないための採用技術」

日 時: 令和 8 年 8 月 25 日(火) 10 時~12 時

場 所: Web 会議システム「Zoom」



セミナーへの
お申込はこちら



上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫
〒374-0024 群馬県館林市本町 2-2-14 アドホック館林 2F
TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735
EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します